

「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者 審査基準

資料1

1 必須要件

評価項目	評価観点	評価
「公募要領」準拠要件	「公募要領」に定める全ての要件を満たしていること。	合格 又は不合格

2 評価要件

評価項目		評価観点	重要度	配点
1	【実績】 シニア市場での取組み	1 シニアライフのQoL向上に役立つ施策等、シニア市場におけるこれまでの取組み実績（シニア市場へのアプローチ）や、商品・サービスの浸透度（顧客基盤、マーケットシェア等）に関し、具体的かつ客観的に説明した応募を評価する。	C	20
		2 今後のシニア市場での取組み（戦略、または具体的計画）が、本実証事業との関係において具体的に記述された応募を評価する。	C	20
2	【能力・意思】 提供するコンテンツ、またはその要素技術	3 (B)~(F)の[参画パターン]のいずれかにおいて、今回提供を想定するさまざまなコンテンツ（アドバイス、商品・サービス、アプリケーション、基盤・運用、またはそれらを支える要素技術）について、シニアの困りごとの解決に向けた有用性が具体的に説明されている応募を評価する。	A	80
		4 シニアのデジタルデバイド解消に向けた施策が具体的に記述されており[注1]、その実効性が高いものを評価する。 （[注1] 施策とは、シニアにとっての「利便性」、「シンプル性」、「信頼性」を実現するソフトウェアの「機能」から、「運用」に至る広義の内容を指す。）	B	60
3	【重要性】 本実証事業を成立、ならびに独自性を持たせるコンテンツ	5 本実証事業における、サービス構成上の必要性を充足させる分野の応募を評価する。	A	80
		6 本実証事業でのサービス提供に当たり、特に独自性の発揮が期待できる提案内容を評価する。	A	80
4	【運営・工夫】 プロジェクト管理、他者との連携	7 本実証事業向けアプリケーション準備での工夫等、コスト・スケジュール遵守を実現するための、具体的かつ実効性のある提案を評価する。	B	60
		8 府・自治体・他社との連携について、自らの役割を理解し関係者との連携方針が具体的に記述されており、その実効性が高いものを評価する。	C	20
5	その他	9 「公募要領」に記載されている内容の他に、本実証事業遂行上で特に有効であると判断できる提案を評価する。	A	80
			合計	500